

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年9月24日午前9時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 黒澤 ちよ子      3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳      6番 渡部 基司      7番 本間 仁一  
8番 安達 芳紀      9番 佐藤 一志      10番 小野 博  
11番 渡沢 寿      12番 伊藤 圭一      13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
5番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第12号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について



議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第13号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページをご覧ください。  
1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1, 947㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。  
2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2, 810㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第38号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計238㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 442㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外12筆 畑 合計2,026㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。以上です。

議長（高橋会長）

現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第38号 1番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

13番

（鈴木正徳委員）

昨日、9月23日に、現地調査をしてまいりました。

■■■■の農地に入り口が無いとのことで、当該農地が市道に面しているため、そこを譲り受けて入り口を整備し、残地には山菜を栽培するということでした。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

昨日、9月23日に、現地を見てまいりました。減反扱いかと思いますが、草がそれなりに生えておりました。ただ、草の生え状況から1回、2回は刈っているものと思います。以上、報告いたします。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日の朝、長谷部委員から電話にてご報告いただいております。

当該農地につきましては、定期的に管理されておまして、作付けされている部分と、山に近い部分については植え付けされていない部分もありますが、周辺農地に影響はないとのことで確認してきた、とご報告いただいております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

7番 (本間仁一委員) 2番についてですが、農業をする目的で購入するとのことでしょうか。

議長 (高橋会長) 2、3年前から色々な経過がある農地ですので、農地係長から説明をお願いします。

嶋貫農地係長 ■■■■と■■■■ですが、親戚筋だと伺っております。■■■■は他にもたくさん農地をお持ちだったのですが、様々ご事情があって買ってくださる方を探して、ということで、■■■■は兼業農家ですけども、既に■■■■から買い受けしたところで田んぼを作っています。その手続きから1筆洩れていたということでの申請でして、田として作付けではなく減反扱いですけども、他に購入している農地と併せて管理するというので、様々ご事情があっての買い受けとなります。以上です。

議長 (高橋会長) その他、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第7 議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第39号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、■■■■、■■■■、■■■■から、▲▲字▲▲ 外5筆 田が318㎡、畑が880㎡ 合計1,198㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。なお、■■■■は■■■■の会長でいらっしゃいまして、その敷地の雪押場ということになります。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■外1名が、■■■■と、▲▲字▲▲畑 317㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■外1名が、■■■■と、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計348㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第39号 1番から3番の全3件に係る現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員）

9月17日に、私と小野博委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で、5条3件の現地調査を行いました。

全ての案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

4番  
（峠田一徳委員）

一つ確認させていただきたいのですが、1番の案件と3条の3番の案件が同じ人でだいたい似たような土地なのですが、なにか経過があったのでしょうか。

嶋貫農地係長

ご説明申し上げます。どちらも同じ方の申請になります。

■■■■は、先ほども申しあげました■■■■の会長でいらっしゃるが、実際には申請人の■■■■が▲▲に引っ越されるということで、自分の宅地と農地を含めて近くなので買っていただけないか、というような申請があったようです。■■■■は、会社を運営しながら農地もお持ちの方でして、農地として今後使う部分と、会社に隣接する部分については転用して今後宅地として使えるようにという形で、農地として使う部分については山菜などを植えたいという要望で3条の申請がありまして、会社敷地に隣接する農地については、今後会社の敷地としても利用できるようにということで、他の方からも譲っていただけるとの話もありまして、転用申請という形です。

用途が2つあるので、3条と5条に分かれて申請があったという状況でございます。以上です。

議長（高橋会長）

その他、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和3年9月17日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会：ときに午前9時17分)